京都市会委員会条例の一部を改正する条例(令和5年5月17日京都市条例第 2 号) (市会事務局議事課)

常任委員会の構成を改めるため、次のとおり常任委員会の名称及び所管を改正することとしました。

文化環境委員会及び教育福祉委員会に代えて、環境福祉委員会及び文教はぐくみ委員会を置き、それぞれの委員会の所管を次のとおり定めます。

名称	所 管
環境福祉委員会	環境政策局及び保健福祉局の所管に属する事項
文教はぐくみ委員会	文化市民局、子ども若者はぐくみ局及び教育委員会の所
	管に属する事項

この条例は、令和5年5月17日から施行することとしました。

京都市会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年5月17日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第 2 号

京都市会委員会条例の一部を改正する条例

京都市会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「文化環境委員会」を「環境福祉委員会」に、「文化市民局」を「保 健福祉局」に改め、同項第3号中「教育福祉委員会」を「文教はぐくみ委員会」に、「保健 福祉局」を「文化市民局」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(市会事務局議事課)